平成27年12月21日

三鷹市議会議長　後　藤　貴　光　様

まちづくり環境委員長　土　屋　健　一

まちづくり環境委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成27年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1　視察期日

平成27年10月19日（月）から10月21日（水）まで

2　視察先

北九州市（福岡県）、高松市（香川県）、春日井市（愛知県）

3　視察項目

(1) 城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業（北九州市）

「三鷹市環境基本計画 2022」に基づきサステナブル都市の実現を目指す本市は、今年度、同計画の改定に向けた検討の中で、重点プロジェクト「温室効果ガス排出量徹底削減プロジェクト」の主要事業である「エコタウン開発奨励制度」をリニューアルし、エコ住宅の建設誘導に取り組んでいる。創・蓄・省エネルギー機器の導入、低炭素建築物認定、環境配慮型住宅の建設及び地区計画や景観協定に協力する開発事業を誘導し、地球温暖化防止対策とエネルギーの有効利用を進める地域の創造を目指している。そこで、こうした環境負荷の少ない社会の形成に向けた取り組みの参考とするため、北九州市のゼロ・カーボンを目指した先進街区整備について視察を行った。

(2) 北九州フィルム・コミッション（北九州市）

本市は、「三鷹市産業振興計画 2022」における施策の柱のひとつに「観光と産業の連携」を掲げ、市立アニメーション美術館（三鷹の森ジブリ美術館）、国立天文台、商店街のイベント、市内で活躍する事業者の技術、歴史的意義や高い技術力を有する産業など、さまざまな観光資源を活用・情報発信し、「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、賑わいと魅力あふれる「おもてなし」の心に満ちた都市型観光を推進している。その中で、平成 25 年度にＮＰＯ法人みたか都市観光協会を主体として設立された「三鷹フィルムコミ

ッション」への支援を通して、ロケを誘致し、観光振興とあわせて市民の地域に対する誇りや愛着の醸成を図ることを目指している。そこで、「三鷹フィルムコミッション」のまちづくりへの活用の参考とするため、北九州市におけるフィルム・コミッションの取り組みについて視察を行った。

(3) 高松市レンタサイクル新システム（高松市）

本市は、「三鷹市交通総合協働計画 2022」に基づき、鉄道、バス、タクシー、自転車、歩行者など多様な地域交通が安全で安心して快適に移動できる交通環境の実現と、低公害化などの環境配慮、地域活性化としての交通のビジネス性など、交通体系が有する多様性への対応に取り組んでいる。その中で、平成 28 年度の杏林大学新キャンパスの開設に伴う市内の自転車利用者の増加に対応するため、三鷹駅を利用する市民と三鷹駅から同大学間を自転車で通学する学生等を対象にサイクルシェアの社会実験を実施することとし、本年度、それに先駆けたミニ実験を実施している。そこで、鉄道駅周辺の放置自転車対策や既存の駐輪場をより効率的に活用する仕組み等の参考とするため、高松市におけるレンタサイクル新システムについて視察を行った。

(4) 春日井市産業振興アクションプラン（春日井市）

本市は、「三鷹市産業振興計画 2022」に基づき、企業の立地支援、経営基盤の強化、ＳＯＨＯ支援の充実、商店街の活性化、地域と産業のブランド化、観光と産業の連携の６つを柱に、市民・事業者・関係機関と協働で施策を推進している。東京都の補助金を活用して、ものづくり産業等の集積・強化を図り、「三鷹市都市型産業誘致条例」の周知により優良企業の市内への誘致に努め、日本無線株式会社三鷹製作所跡地における市内事業者の操業支援に向けて取り組むほか、買物支援モデル事業などを通して買物環境の整備や、地域商店会の活性化と消費者の利便性の向上を目指している。そこで、産業と市民生活の良好なバランスのとれたまちづくりの参考とするため、春日井市の産業振興アクションプランに基づく先進的な取り組みについて視察を行った。

４　出張者

(1) まちづくり環境委員

土屋　健一、粕谷　　稔、渥美　典尚、石原　　恒、白鳥　　孝
栗原　健治

※　増田　　仁委員は欠席

(2) 同行職員

都市整備部長　若林　俊樹

(3) 随行職員

議会事務局調査係主査　寺田真理子

北九州市

城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業

1　ゼロ・カーボン先進街区のまちづくり

北九州市では、北九州市環境モデル都市行動計画（平成21年３月）のリーディングプロジェクトとして、小倉北区の陸上自衛隊城野分屯地跡地を中心とした城野地区（約18.9ha）において、ゼロ・カーボン先進街区形成事業に取り組んでいる。同事業は、民間企業の開発を誘導し、太陽光発電等を装備した省エネ住宅の整備、地域エネルギーマネジメントによるエネルギー利用の最適化、公共交通の利用促進など、さまざまな低炭素技術や方策を総合的に取り入れている。街区単位でCO_2排出量を大幅に削減するゼロ・カーボンを目指すものであり、低炭素社会の早期実現に向けて、その先進モデルを全国に発信しようとする取り組みである。

2　事業の経緯

■平成20年度

・「城野地区低炭素先進モデル街区検討会」を開催

■平成21年度

・「城野分屯地跡地処理計画策定協議会」（財務省、福岡県、ＵＲ都市機構、北九州市）を設置

■平成23年度

・「城野地区まちづくり基本計画」を策定

・「城野地区の整備に関する基本協定」を締結

【基本協定の骨子】

(1) 土地区画整理事業

ＵＲ都市機構は、財務支局及び北九州市の協力の下、約 19ha の事業区域において土地区画整理事業を実施する。

(2) 土地処分

財務支局及びＵＲ都市機構は、土地処分にあたり基本計画の実現のため相互協力する。

(3) まちづくり誘導

北九州市及びＵＲ都市機構は、連携して低炭素型のまちづくり方策や民間企業の誘導に取り組む。あわせて、北九州市は、低炭素型のまちづくりを促進する支援策を検討する。

(4) 都市計画決定に係る手続き等

北九州市は、土地区画整理事業区域などの都市計画決定の手続きを行うとともに、事業区域内の近隣公園等の整備を行う。また、城野駅北側の駅前広場等の関連公共施設について事業化に向けた検討を行う。

城野ゼロ・カーボン先進街区の対象区域

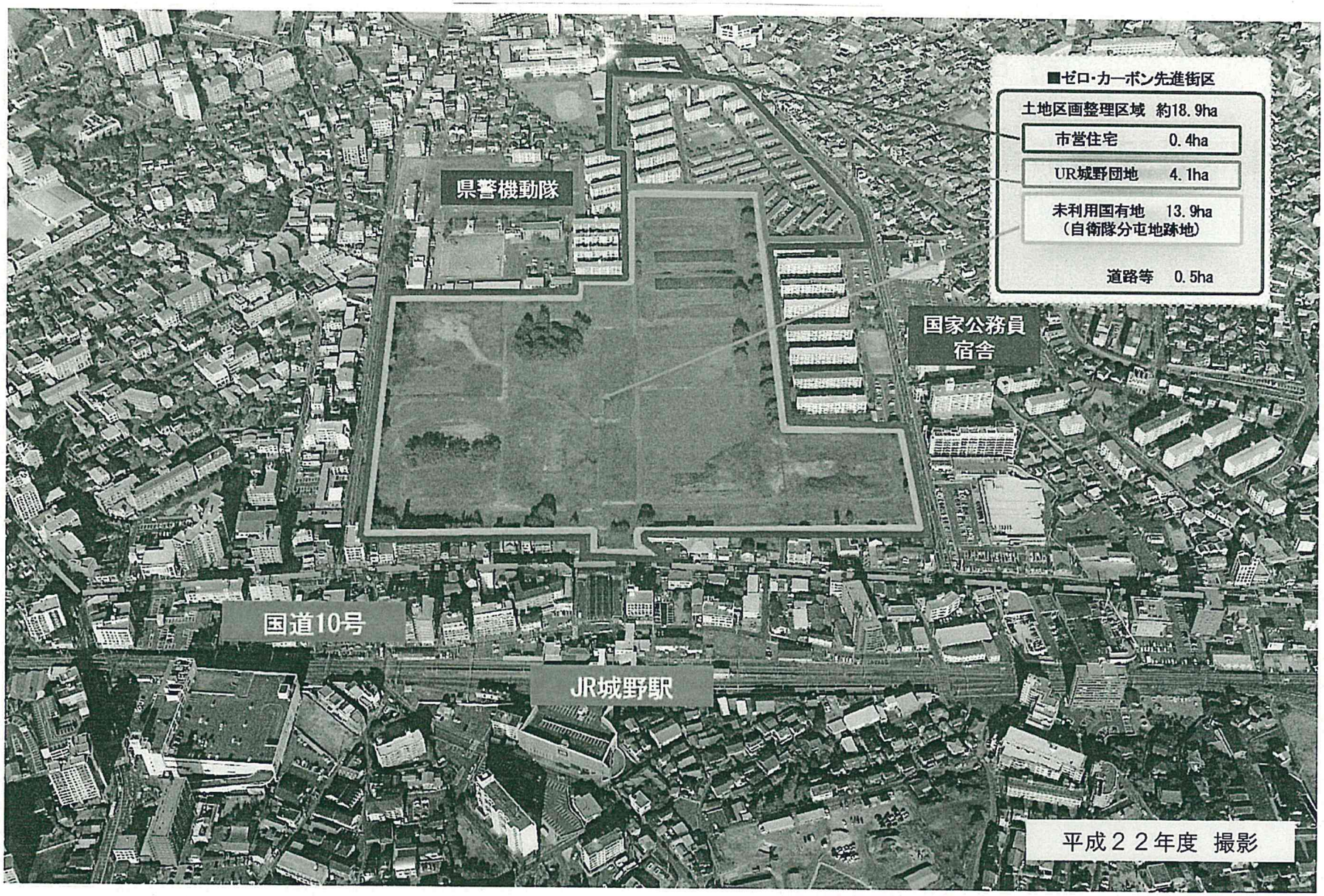

・土地区画整理事業の都市計画決定
■平成24年度
・城野駅北土地区画整理事業の事業認可
・「城野ゼロ・カーボン先進街区まちづくりガイドライン」を策定
■平成25年度
・城野駅北地区地区計画の告示
・保留地の処分（ＵＲ都市機構）
■平成26年度
・第一期土地処分（財務省）（土地の販売開始）
・タウンマネジメント組織（ＴＭＯ）「城野ひとまちネット」発足
■平成27年度
・まちびらき（予定）
■平成28年度
・事業完了（予定）

3　ゼロ・カーボンの考え方

家庭の日常生活から排出されるCO_2を削減するために、２段階のステップで取り組む。第１段階では、低炭素技術や施策を取り入れることによりエネルギー利用を徹底的に抑制し、CO_2の排出量を削減する。第２段階では、必要なエネルギーについて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用（創エネ）を促進する。こうして化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を図ることでCO_2排出量を相殺し、理論上のゼロ・カーボンを目指す。

4　先進街区の取り組み内容

(1) 省エネ・創エネを備えたエコ住宅

全戸に太陽光発電とＨＥＭＳを標準装備、長期優良住宅・低炭素住宅の整備

(2) 地域内のエネルギー最適化

ＣＥＭＳによる地域エネルギーマネジメントの実現、節電行動を促すダイナミックプライシング等の導入

(3) 公共交通の利用促進

駅前広場や駐輪場の整備、南北遊歩道（歩行者自転車専用道路）の整備、街区と駅をつなぐ連絡通路の整備

(4) 持続可能なタウンマネジメント

タウンマネジメント（まちの良好な環境やその価値を維持・向上させるために住民や事業主が主体的に取り組むまちづくりの活動）の仕組みを導入

土地利用計画図

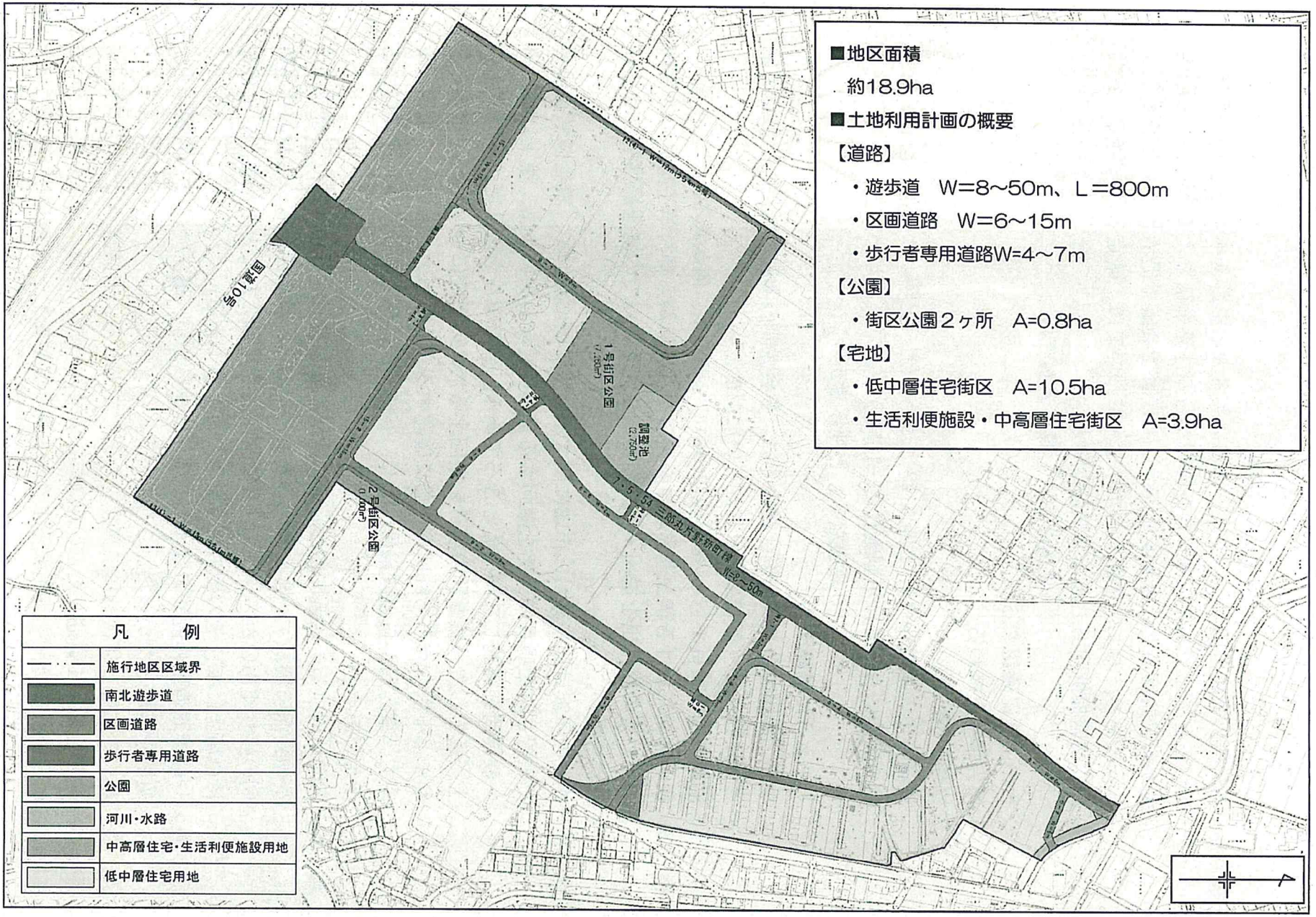
■地区面積
約18.9ha
■土地利用計画の概要
【道路】
・遊歩道　W=8～50m、L=800m
・区画道路　W=6～15m
・歩行者専用道路W=4～7m
【公園】
・街区公園２ヶ所　A=0.8ha
【宅地】
・低中層住宅街区　A=10.5ha
・生活利便施設・中高層住宅街区　A=3.9ha
凡　例
施行地区区域界
南北遊歩道
区画道路
歩行者専用道路
公園
河川・水路
中高層住宅・生活利便施設用地
低中層住宅用地
国道10号
1号街区公園
調整池
2号街区公園
7・5・54 三郎丸片野新町線
W=8～50m

５　タウンマネジメントによる参加型のまちづくりの仕組み

タウンマネジメントを推進する組織（ＴＭＯ）である一般社団法人「城野ひとまちネット」参画エリアでは、戸建住宅（350戸）、集合住宅（500戸）とも管理組合等を設立し、エリア内施設とともに城野ひとまちネットに加入する。

(1) 安心・安全な、見守りのまちを育む（タウンセキュリティ）

防犯配慮型プランニング、防犯カメラの設置、ＴＭＯによるまちの巡回、防犯教室の開催

(2) 楽しく美しい、花と緑のまちを育む（グリーンマネジメント）

植栽の誘導、コミュニティガーデンの共同管理やイベントの開催

(3) エネルギーを賢く使う、持続可能なまちを育む（エネルギーマネジメント）

ＣＥＭＳによる地域エネルギーマネジメント

(4) 多世代が暮らし続けられる子育て支援・高齢者対応のまちづくり

施設・店舗と各家庭をつなぐ情報通信網を使った健康管理、高齢者の生活サポートなどの仕組みづくり、医療・介護・福祉の相談窓口の開設、地域全体で子育てを支える環境整備など

※　街区内に立地が予定されている北九州総合病院では、住人の健康管理、高齢者支援、子育て支援や施設の地域開放などの地域貢献に取り組む予定である。

◎　主な質疑

・住宅購入者がゼロ・カーボンに取り組む動機付けについて
・街区内の景観形成及び住宅の形態について
・１区画当たりの敷地面積、建ぺい率、容積率等について
・街区内のコミュニティづくりの方策について
・街区の計画人口規模について
・街区と周辺地区とのソフト面・ハード面のまちづくりにおける関係性について
・ＵＲ都市機構との協働のまちづくりの手法等について
・歩行者専用道路への緊急車両の進入について

◎　主な提供資料

・城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業説明資料
・城野駅北プロジェクトコンセプトブック「みんなで創るまち、みんなで育むまち。」

北九州フィルム・コミッション

1　設立経緯

北九州市は、日本でフィルムコミッションが全く認知されていなかった平成元年に、広報担当部署に「イメージアップ班」を設立し、映画やテレビ番組に市の良いイメージを積極的に露出する「イメージアップ事業」を始めた。平成10年頃、当時の運輸省を中心にアメリカのフィルムコミッション組織を日本に導入しようという動きが始まると、先行事例として注目されるようになり、平成12年に「北九州フィルム・コミッション」と改称し、本格的な活動を開始した。

2　これまでの実績（平成元年～平成27年３月末現在）

(1) 支援件数　192本（映画79本、ドラマ113本）

(2) 主な支援作品

「黒執事」「図書館戦争」「交渉人　The Movie」「ＡＬＷＡＹＳ三丁目の夕日」「デスノート」「海猿」ほか

3　北九州フィルム・コミッションの具体的な業務

(1) 映画・ドラマ等の誘致

企画・脚本に沿ったロケ地の提案、関係各所への協力依頼・交渉など

(2) 撮影支援

ア　撮影隊のサポート

ホテル、ロケ弁、ケータリング、レンタカー等の情報提供など

イ　撮影に係るサポート

ロケ先との調整、トイレや駐車場等の確保、特機や警備員等の手配、ボランティアスタッフ・エキストラの募集、美術作業、各種撮影許可申請など

ウ　撮影中の市民生活を守るための調整

撮影現場周辺住民への告知・協力要請、ロケ地所有者との約束事の履行確認、市民生活への影響を最小限に抑えるための調整、関係先との連絡調整、エキストラの管理、マスコミ対応など

(3) 支援作品のまちづくりへの活用

ア　映画公開前

映画配給会社の宣伝活動に参加し、市のＰＲやにぎわいづくりと連動させる。特別試写会、出演者による市内でのイベント、雑誌やテレビ番組でのＰＲ、ロケ地マップの作成など

イ　映画公開後

ロケ地ツアー、ロケ地修学旅行などを誘致し、観光客を誘客する。

４　事業効果

(1) 市の認知度・イメージアップ

(2) 直接経済効果（ロケ隊滞在費）

＜スタッフ・キャスト100名が４週間滞在した場合＞

５千万円強（宿泊費、弁当、ケータリング、レンタカー、警備、交通費、燃料費、人件費、機材費、施設使用料、セット建設費、記念品作成費、個人消費など）

＜平成23年度の実績＞

誘致支援件数　17作品（映画７、ドラマ５、海外ドラマ１、自主制作１）
撮影日数：延べ204日間、市民参加：約8,000人、宿泊数：延べ13,354泊、
直接経済効果：３億５千万円

(3) 観光客の誘客（ロケツーリズム）

＜北九州市における観光客の推移＞

平成元年　359万人　→　平成24年　1,084万人

(4) 地域の活性化

まちのにぎわいの創出、エキストラ市民が映画づくりを通して交流を広げるなど。

(5) 映画人育成

地元大学生を中心にボランティアスタッフとして参加し、撮影現場を通して経験と人脈を築き、卒業後に映画業界に就職した例も多数ある。

(6) 関連産業の活性化

ホテル、弁当、ノベルティグッズ、特機レンタル、セット建設、警備など。

(7) 郷土愛の醸成

作品に市の風景が映し出されることで、郷土愛の醸成が図られた。

◎　主な質疑

・これまでに撮影協力を断った事例について
・担当部署の職員体制について
・映画、ドラマ作品の規模の大小に応じた支援内容について
・撮影誘致に係る市の支出について
・撮影現場の現状復帰に係るトラブル事例について
・市民生活に大きな影響を与えるまちなかでの大規模ロケに協力を得るための方策について

◎　主な提供資料

・北九州フィルム・コミッション説明資料

高松市

高松市レンタサイクル新システム

1　高松市レンタサイクルの概要

高松市のレンタサイクル事業は、放置自転車対策の一環として平成13年にスタートし、現在、ＪＲ高松駅や琴電瓦町駅など計７カ所のレンタサイクルポートで1,250台の自転車の貸し出しを行っている。通勤・通学等の市民の足として、また観光地やうどん店めぐりの観光客などにも幅広く利用されている。

平成23年、総務省ユビキタスタウン構想推進事業に採択され、自転車に装着したＩＣタグと利用証（磁気カードまたはＩＣカード）により利用管理ができる新システムを開発した。

(1) 受付時間

午前７時～午後10時

(2) 利用料金

一時利用	６時間以内	100円	
	６時間を超えて24時間まで	追加100円	
	24時間を超えて利用した場合	24時間までごとに200円	
定期利用	一　　般	１カ月	2,000円
		３カ月	5,500円
	学生（中学生以上）	１カ月	1,800円
		３カ月	5,000円

(3) レンタサイクルポート

ポート名	台数	ポート名	台数
丸亀町(無人)	100台	ＪＲ高松駅前広場地下(有人)	550台
ＪＲ栗林駅前(無人)	80台	琴電瓦町駅地下(有人)	350台
琴電片原町駅前(無人)	50台	琴電栗林公園駅前(有人)	70台
市役所（無人）	50台	合計　1,250台	

(4) 利用方法（一時利用）

ア　借りるとき

・出口精算機に利用証を挿入（または琴電IruCaカードをタッチ）する。

・現金またはIruCaで100円を支払うとゲートが開く。

イ　返すとき

・入口精算機に利用証を挿入（またはIruCaカードをタッチ）する。

・追加料金がない場合はゲートが開き、ある場合は現金またはIruCaカードで精算するとゲートが開く。

２　新システムの特徴

(1) 地域交通系ＩＣカードとの連携

琴電のＩＣカード「IruCa」をレンタサイクルの利用証として登録できる。「IruCa」による利用料の支払いができる。

(2) ＩＣタグと利用証による個体管理

ア　自転車情報の管理

貸出用自転車にＩＣタグを装着し、各ポートの入口・出口に設置されたＩＣタグリーダーで自転車情報を管理する。

イ　利用者の貸出・返却状況の管理

利用証（磁気カードまたはIruCa）で、利用者ごとの貸出・返却の状況を自動管理する。

(3) 一般駐輪場との入出場ゲートの共用

７カ所のうち３カ所のポートで、レンタサイクル利用者と一般駐輪場利用者のゲートを共用させ（全国初）、施設の有効活用を図っている。

３　新システムの効果

(1) 利便性の向上

ア　貸出・返却手続きの自動化

入出口ゲートで利用証を挿入し精算手続きを行うだけで、自動で貸出・返却手続きができる。

イ　利用証と支払カードの共通化

IruCaを利用証として登録し、IruCaで利用料金を支払うことができる。

(2) 管理業務の省力化、一元化

ア　手続きの自動化による窓口業務の省力化

イ　駐輪場システムとレンタサイクルシステムの一元化

(3) サービスの向上

ア　利用期間内は何回でもレンタル可

１回の貸し出しまたは登録で、一時利用は24時間以内、定期利用は利用期間内に何回でもレンタルできる。

イ　レンタサイクル定期利用者が、全サイクルポートを利用できるようになった。

4　旧システムと新システムの比較

	旧システム	新システム
利用証の形態	レンタサイクル：バーコード読み取り式、駐輪場：ＩＣカード	IruCa(ＩＣカード)、磁気式のプラスチックカード(または紙カード)
駐輪場管理	駐輪場とレンタサイクルは別管理	一元管理
定期レンタサイクルで利用できるポート	契約したポートのみ利用可能	全ポート利用可能
一時利用の利用料金	１回100円	６時間以内100円、24時間まで200円、24時間を超えた場合は24時間までごとに200円
貸出・返却	窓口対応	無人管理
返却自転車の移動配送管理	移動した自転車の番号を管理システムに手入力	搬出時にゲートで専用カードを使用すると、自動的に管理システムに登録される

5　レンタサイクル利用件数の推移　(件)

	１カ月定期	３カ月定期	一時利用	延長利用	合　計	備　考
22年度	24,960	11,160	211,446	50,503	298,069	
23年度	25,140	14,670	216,659	76,041	332,510	新システム導入
24年度	27,870	20,340	217,272	78,262	343,744	
25年度	70,710	54,720	160,856	39,971	326,257	料金改定
26年度	67,230	58,320	148,717	32,313	306,580	選択ボタン設置

※　１カ月及び３カ月の定期利用については、期間中、１日につき１件として数えた。

6　事業の経過

(1) 国土交通省社会実験「地方都市におけるレンタサイクルシステムの導入」実施（平成12年11月）

(2) 事業開始（平成13年５月）
２カ所のレンタサイクルポート（150台）で事業を開始した。

(3) レンタサイクルポートの管理運営の効率化（平成18年４月）
有料駐輪場に併設しているポート（３カ所）の管理運営を、駐輪場の指定管理者に業務委託することとした。

(4) IruCaでの利用料金支払い開始（平成21年４月）
５カ所のポートでIruCaでの支払いができるようになった。

(5) 新システムの導入（平成23年４月）

新システムを導入し、全ポートでレンタサイクル利用証としてIruCaの使用が可能になった。

(6) ポートの無人化（平成23年10月）

３つのポートに監視カメラとインターホンを整備し、無人管理を開始した。

(7) シンボルマークの決定（平成25年３月）

公募（応募152点）から選ばれたシンボルマークの活用を開始した。

(8) 利用料金改定（平成25年４月）

受益者負担の適正化のために、料金改定を行った。

(9) 選択ボタンの設置（平成26年７月）

一時利用者（１回の貸出料金で24時間以内はポートの出入り自由）が自転車をポートに返却する際に、期限時刻までレンタルを継続するかしないかの意思を表示するボタンシステムを導入した。これにより、一時利用の自転車が24時間以内に返却される率が向上し、普段ポートに戻っている自転車の台数が増加した。

(10) レンタサイクルの新デザイン採用（平成26年11月）

公募（応募110点）から採用したデザインで、平成26年度に70台、27年度に650台の塗装を行った。今後も順次塗装していく予定である。

7　事業費

(1) 平成27年度予算額（単位：千円）

支出	
警備員の報酬等	10,012
需用費等	1,604
委託料	44,262
使用料及び賃借料	1,200
合計（A）	57,078

収入(全ポート利用料収入合計)（B）
34,000

収入（B）－支出（A）
△23,078

(2) システム構築経費

・レンタサイクルシステム及びゲート等システム全般のハード機器再構築
78,750千円（ユビキタスタウン構想推進事業交付金：60,000千円）

・返却精算機の意思表示ボタン設置にかかるシステム改修
4,288千円

◎　主な質疑

・レンタサイクル利用者の利用目的について

・レンタサイクル事業開始に伴う放置自転車数の変化について

・サイクルポートの立地選定について
・市営有料駐輪場とレンタサイクルの利用者数の相関関係について
・平成25年度以降に一時利用者が減少した理由について
・各サイクルポートの自転車台数の偏りを解消する仕組みについて
・レンタサイクルの整備、点検、パンク等修理について
・レンタサイクルの乗り捨て等不適切な利用の状況とその対応について
・レンタサイクル利用者に適応される保険への加入状況について
・市内大学の学生のレンタサイクル利用状況及び大学への事業協力要請の実施状況について

◎　主な提供資料
・高松市レンタサイクル事業説明資料
・高松市レンタサイクル新システムの概要
・レンタサイクル年度別利用件数
・レンタサイクルポート案内図
・高松市レンタサイクル利用案内

春日井市

春日井市産業振興アクションプラン

1　基本的な考え方

(1) プラン改定の趣旨

平成21年に策定した春日井市産業振興アクションプランは、経済波及効果の高い製造業を中心とした企業支援に主眼を置いていたが、これからは市内外の事業者が「事業所を持ちたい、働きたい、住みたい」と思えるまちづくりを目指して地域を魅力ある事業環境にすることが重要であるという視点から、平成26年３月に改定した。新アクションプランでは、「企業誘致」「事業者支援」「地域活性」を３つの柱として63の具体的な施策を掲げ、春日井市は、それらの施策を、国、県、商工会議所、中部大学と連携しながらワンストップサービスで実行することに取り組んでいる。

(2) 計画の位置づけ

第五次春日井市総合計画の目標４「にぎわいと活力に満ち、未来に輝くまち」を実現するための実行計画

(3) 計画の実施期間

平成26年度～30年度

2　新規・拡充施策

(1) 企業誘致

名古屋から鉄道で20分という恵まれた立地を基盤に、さらなる企業誘致を進めるとともに、市内企業の流出防止を図り、市内への投資拡大を促す。企業の投資に対する下地を整え、優良企業が活発にビジネスを展開するまちづくりを目指す。

ア　企業立地の推進に向けた事業基盤の整備

事業用地整備事業、立地インフラ整備事業

イ　企業立地を誘引する支援制度の充実

工場等新増設助成事業、企業立地奨励助成事業、高度先端産業立地促進助成事業

(2) 事業者支援

市内の企業が優れた技術やノウハウ、商品・サービス力等を生かして発展できるように、国、県、外部団体との連携を図りつつ、ワンストップの支援（人材育成、設備投資、販路開拓等）を図る。

ア　創業や事業継承等による事業発展の促進

インキュベーター整備事業

イ　研究開発や設備投資を促進し新事業への展開を支援

設備投資助成事業、産学共同助成事業、商店育成モデル事業

ウ　対外的な信用力向上や積極的な販路開拓を支援

マーケティング支援事業、企業信用力向上事業、繁盛店マーケティング支援事業

エ　雇用の確保や創出とともに人材の育成を支援

新規雇用関連助成事業

オ　他機関との連携

支援機関との連携（国・県）、ＢＣＰ啓発セミナー（国・県）、ワンストップ窓口（商工会議所）

(3) 地域活性

商業団体が核となり、地域のニーズに合った個性的な商業を展開することによって「住みたい、住んでよかった、住み続けたい」と実感できるまちづくりに寄与する地域商業づくりを目指す。次世代の担い手の養成や地域資源を活用した地域ブランドづくりを支援し、更なる地域商業活性化を促進するとともに、市内への流入人口の増加を目指し、活力あるまちを築く。

ア　団体間で連携を高めコミュニティの形成を促進

コミュニティビジネス支援事業

イ　商店街等の活性化によるにぎわいの創出

まちの担い手養成塾、商業振興活性化事業、商業団体等のまちづくり会社化支援、地区商業活性化検討会、商店街空き店舗活用事業

ウ　地域資源活用による地域ブランド化支援

産業観光受入支援事業、地域ブランド育成事業

3　計画推進体制

計画推進の中核拠点として、市と商工会議所の持つ企業支援機能を集約し、ワンストップサービスの実現に向けて総合窓口化を進めていく。各事業の実施に際して連携が可能なものについては、国、県、大学、金融機関、観光協会等と連携して効果的、効率的に実施していくとともに、各機関が提供する施策についても、市が積極的に関わる体制を構築し、企業等への支援を充実させていく。

4　事業者等からの反響

助成金活用企業を対象にしたアンケートでは、約８割が今後も制度を利用したいと回答し、助成金で設備投資や販路拡大ができたこと、市職員が企業を訪問するため相談しやすいなどの意見が挙げられた。しかし、現在、同プランに基づき

助成金を交付している約150社300件は市内企業の1.5％に過ぎず、今後も企業側の要望を聞きながら、助成金の活用を広げていく必要がある。

5　新規事業取り組み例

移動販売事業（県内初の公民連携による高齢者等の買い物支援の取り組み）

市と観光コンベンション協会、市内に本社のあるスーパーマーケットが連携し、高齢化率が高く、買い物に不便を感じている市民が多い市内の４地区で、平成27年４月から移動販売事業を開始した。

(1) 関係機関の役割分担

ア　春日井市観光コンベンション協会（事業主体）
　連携業者との調整、市内特産品及び銘品の販売に対する支援、事業のＰＲ、市場調査、顧客の掘り起こし等の支援

イ　市内スーパーマーケット（販売主体）
　移動販売車による商品の販売

ウ　春日井市（事業支援）
　車両購入費の補助、市場調査、顧客の掘り起こし等の支援

エ　春日井商工会議所（事業支援）
　移動販売事業、市内特産品及び銘品の販売に対する支援

オ　春日井市商店街連合会（事業協力）
　市内特産品及び銘品の販売における提携業者との連携

(2) 実施地区の選定

①市内で高齢化率の高い地区の絞り込み、②65歳以上のみの1,000世帯を対象に実施したアンケート調査、③社会福祉協議会関係者等へのヒアリング調査にもとづき、特に買い物に不便を感じている市民が多かった４地区を抽出した。

(3) 実施方法

・４つの地区ごとに、決められた数カ所の買物拠点に、週２回、決められた時刻（20分～30分程度）に移動販売車が曲を流しながら訪問する。
・食品、日用品など常時200～300品目を販売（取り扱いは現金のみ）し、商品の注文取り寄せにも応じる。
・拠点に出向くことが困難な住民の相談に応じ、自宅または至近に拠点を設置する対応をしている。

(4) 今後の課題

現在の各地区の利用者は１日60～80人程度であるが、ビジネスベースにのせること（売り上げ増加とコスト縮小）が課題である。今後、地区の住民と意見交換をしながら、きめ細かい販売拠点の設置と効果的なルートを検討し、利用者の増加を目指す。

◎　主な質疑

＜産業振興アクションプランについて＞

・プラン改定に当たり企業側に実施したヒアリング等について
・企業間のコンベンションの機会づくりについて
・企業と大学等研究機関とのマッチング及び企業への研究費助成について
・企業誘致を目的とした市長によるトップセールスについて
・企業誘致のセールスポイントとなる施策について
・プラン改定後の市内企業の増加及び市税収入の増加状況について
・プラン推進及び企業支援に従事する職員体制について
・国、関係機関との人事交流の成果について
・市内の工業団地形成の経緯について
・準工業地域における新たな企業立地の状況について

＜移動販売事業について＞

・他自治体先行事例と比較した具体的な相違点について
・事業立ち上げに至った背景について
・事業の準備期間、ニーズ把握、コンサルティングの活用等について
・拠点に行くことが困難な人への個別対応の状況について
・１回の買い物の平均利用額、取り扱い商品、地域商品券の利用可否等について
・事業主体に対する市の支援及び資金的補助について
・コンビニ等民間宅配事業との差別化について
・商店会単位での買い物支援の取り組み状況について
・他地区からの事業実施要望の状況について
・事業開始に伴う商店会及び個店への影響、苦情等の状況について

◎　主な提供資料

・春日井市産業振興アクションプラン説明資料
・春日井市産業振興アクションプラン概要版
・春日井市企業支援ガイド
・移動販売事業説明資料

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察等によって判明した概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を収集し、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。